



安全就業ニュース



すべての災害は防ぐことができる

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。

◆ 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう ◆

交通事故の被害を軽減するためには、ヘルメットの正しい着用による頭部保護がとても重要です。事故がおきた場合に備えるために賠償保険の加入も検討をお願いします。

※当センターにパンフレットがあります
必要な方は窓口でお申し出ください

会員所有の車両での事故について

車両による事故（物損・人身）の場合、自動車保険が適用になるためセンターで加入している賠償責任保険の対象にはなりません。



就業現場の状況等の共有をお願いします！！

発注者との作業内容確認事項や現場情報などを就業される会員全員で共有していただくようお願いします。



お客様から、お礼の声が多数寄せられています。そのうち1件ご紹介します。 就業先:米子市上福原のお客様より「猛暑の中、剪定と除草をしていただき、庭が本来の姿によみがえったようで大変満足しております。」とお礼のメールをいただきました。



安全はすべてに優先する

～ 安全就業の心得 みんなで守ろう10箇条 ～

- ①日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。(年に1回は健康診断を)
- ②仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。
- ③服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥加齢による身体の機能低下を十分認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦仕事をするときには急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨共同で仕事をするときには、合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。



就業上の注意事項について

～発注者からのクレーム、トラブルを防ぐために～

1. 発注者との事前の打ち合わせは必ず行ってください
「作業日時」「作業時間」など、丁寧な説明を心がけてください。
2. 就業報告書は正しく記入し、早めに提出をお願いします。
※白紙の就業報告書に押印を求める行為は、絶対にしないでください



センターが受注処理していない仕事を終了し、就業報告書の提出がなされた場合は、「無届就業」であり、センターが受注し会員に提供した仕事に該当しません。
このことは、明確な「センター就業規約」違反であり、最終的には、定款に基づき処分の対象となるような重大な規律違反です。

また、センターが受付をしていない「無届就業」についての事故やトラブルは、センターの評判を下げるだけではなく、対応についても各会員の自己責任で解決していただくこととなります。また、シルバー保険も適用されませんので、厳に慎んでください。

発注者から直接仕事を依頼された場合は、必ずセンター事務局に連絡をするか、発注者から直接事務局へ申込みをするよう説明してください。

安全はすべてに優先する・・・声かけを行うなど周囲の状況を確認しながら作業を行ってください

◎仕事をするときには急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう

◎共同で仕事をするときには、合図・連絡を正確に行いましょう

熱中症に注意！！

「熱中症」は、高温多湿な環境にいてことで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく、屋内でも発症し、重症になると命にかかわる場合もあります。日頃から体力をつけて、日常生活での熱中症予防を心がけましょう。



高齢者の熱中症を防ぐポイント

- ☑ のどが渇かなくても水分補給
- ☑ 温湿度計を置いて室内温度をこまめに測る
- ☑ 暑い日には冷房を積極的に使用
- ☑ 1日1回汗をかく運動をして体力づくり



※事故が発生した場合、すみやかに事務局に電話連絡してください(☎ 0859-32-2633)

一刻を争う場合は、迷わず「119番通報」して救急車を呼んでください

